●障害者総合支援法

障害者総合支援法のサービス体系

○障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病（政令に定める対象疾患は６５～６９ページ参照）を患っている方）にかかわらず、この法律では、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について定めています。

障害者総合支援法による、総合的な総合支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

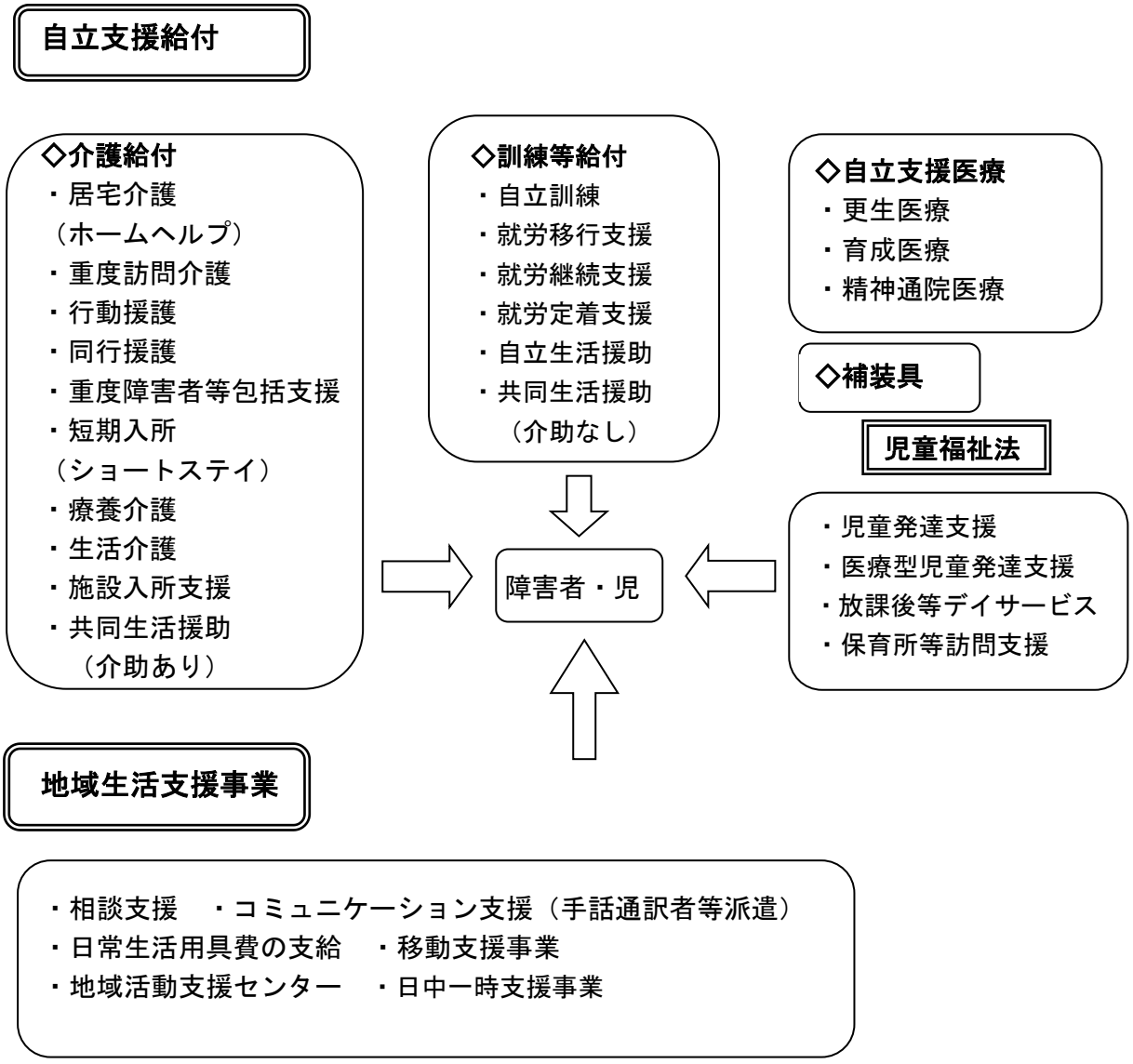

介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付のサービス内容

介護給付	
居宅介護 （ホームヘルプサービス）	自宅で入浴、排泄、食事の介護等行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、総合的な介護を行います。
行動援護	知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人に対する外出時の準備、移動中の介護を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対する外出時における、視覚的情報、移動、外出時に必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
共同生活援助 （介助あり）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
訓練等給付	
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行ないます。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した方で、就労に伴う環境変化により生活面等の課題が生じている方に対し、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
共同生活援助 （介助なし）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた方でひとり暮らしを希望する方に対し、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

地域相談支援給付	
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人で、住居の確保その他の地域における生活に移行するために必要な相談等の援助を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等の援助を行います。

地域生活支援事業

移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
日中一時支援	障害のある方の見守りが必要になった時に一時的にお預かりして、日中活動を支援します。
訪問入浴事業	在宅の重度身体障害者で、通所により入浴サービスを受けることが困難であり、また、自宅の浴室においても入浴ができない者に対し、自宅に専用の浴槽を持参し入浴の支援を行います。
コミュケーション支援	聴覚障害及び言語機能障害の方に手話通訳者・要約筆記者を派遣し、社会生活を円滑にします。
日常生活用具の支給	日常生活を容易にすることを目的に支給されます。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行なう施設です。

児童福祉法

児童発達支援	児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童につき、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児につき、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等のサービスを行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

自立支援給付の支給決定までの流れについて

自立支援給付のサービス（介護給付・訓練等給付）利用については、①申請②サービス利用計画の策定③区分認定（一部）④支給決定⑤受給者証発行⑥事業所の契約が必要となります。下記参照

§障害福祉サービス
※１８歳以上の方が利用する介護給付・訓練給付等のサービス

§児童福祉サービス
※児童福祉法に基づく１８歳未満の方を対象にしたサービス
※各種サービス利用の申請の際に、障害の種類や程度を把握するために、食事、排泄、入浴等日常の動作に関する聞き取り調査を行います。

支給決定・サービス利用のプロセス（全体像）

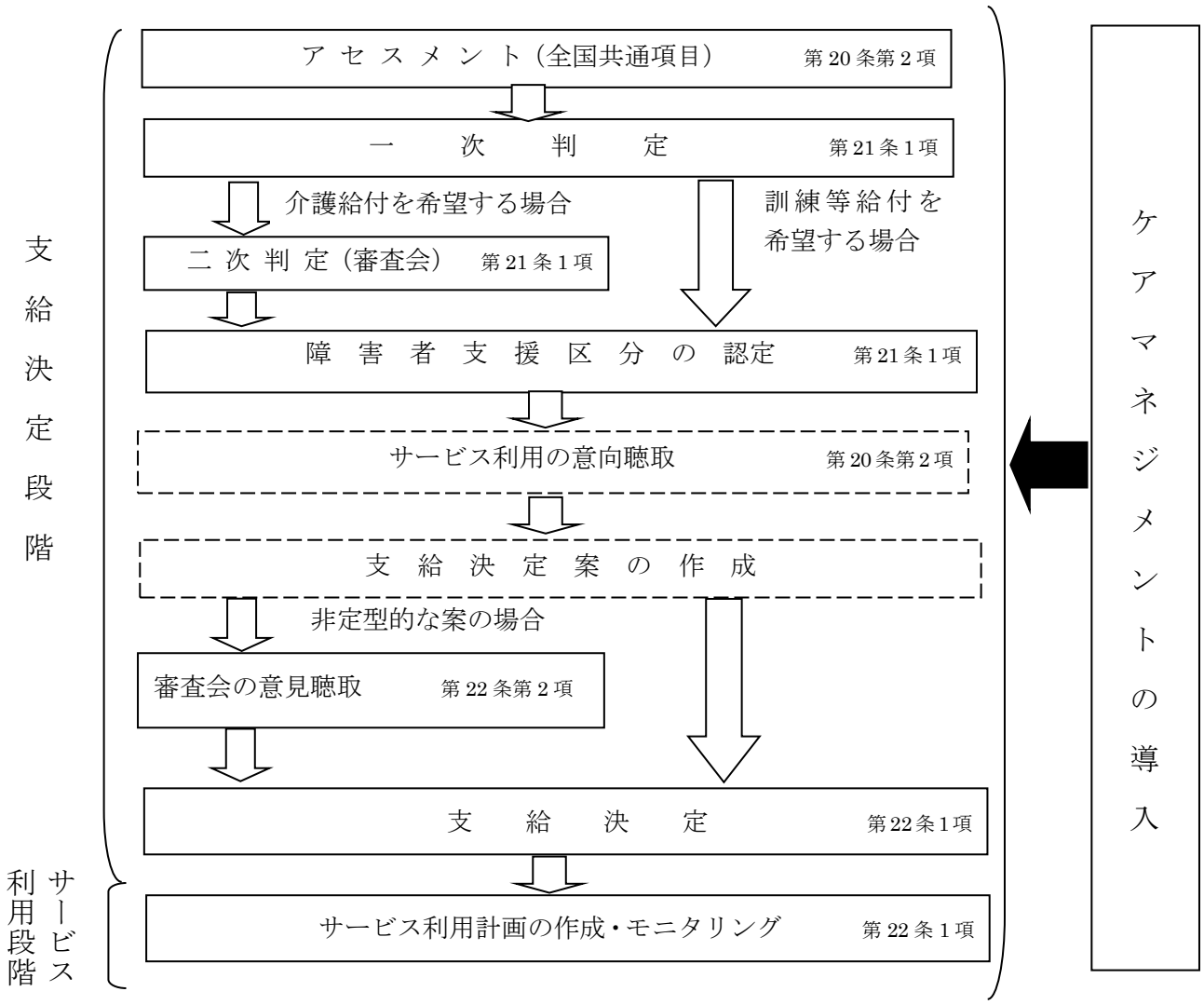

１．ケアマネジメントの導入「相談支援事業」

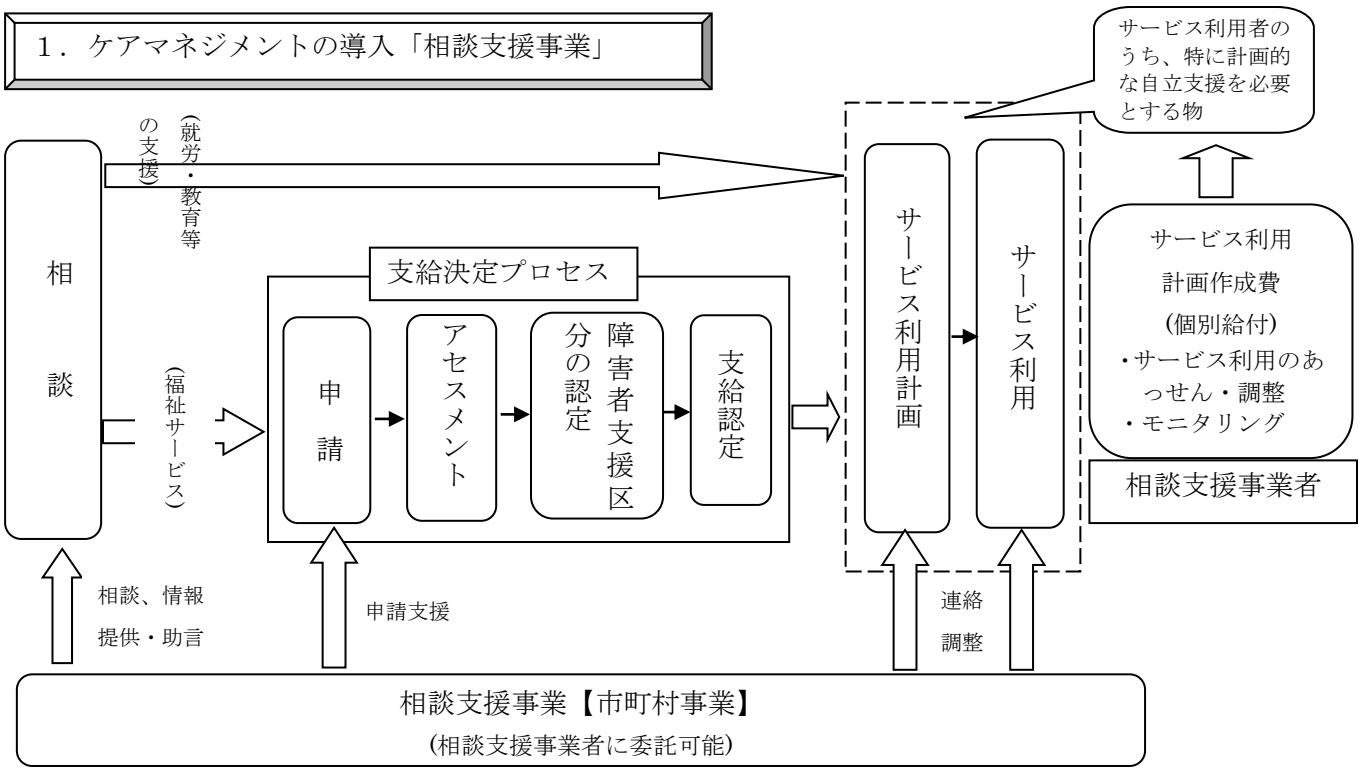

２．サービスの支給決定・受給者証発行

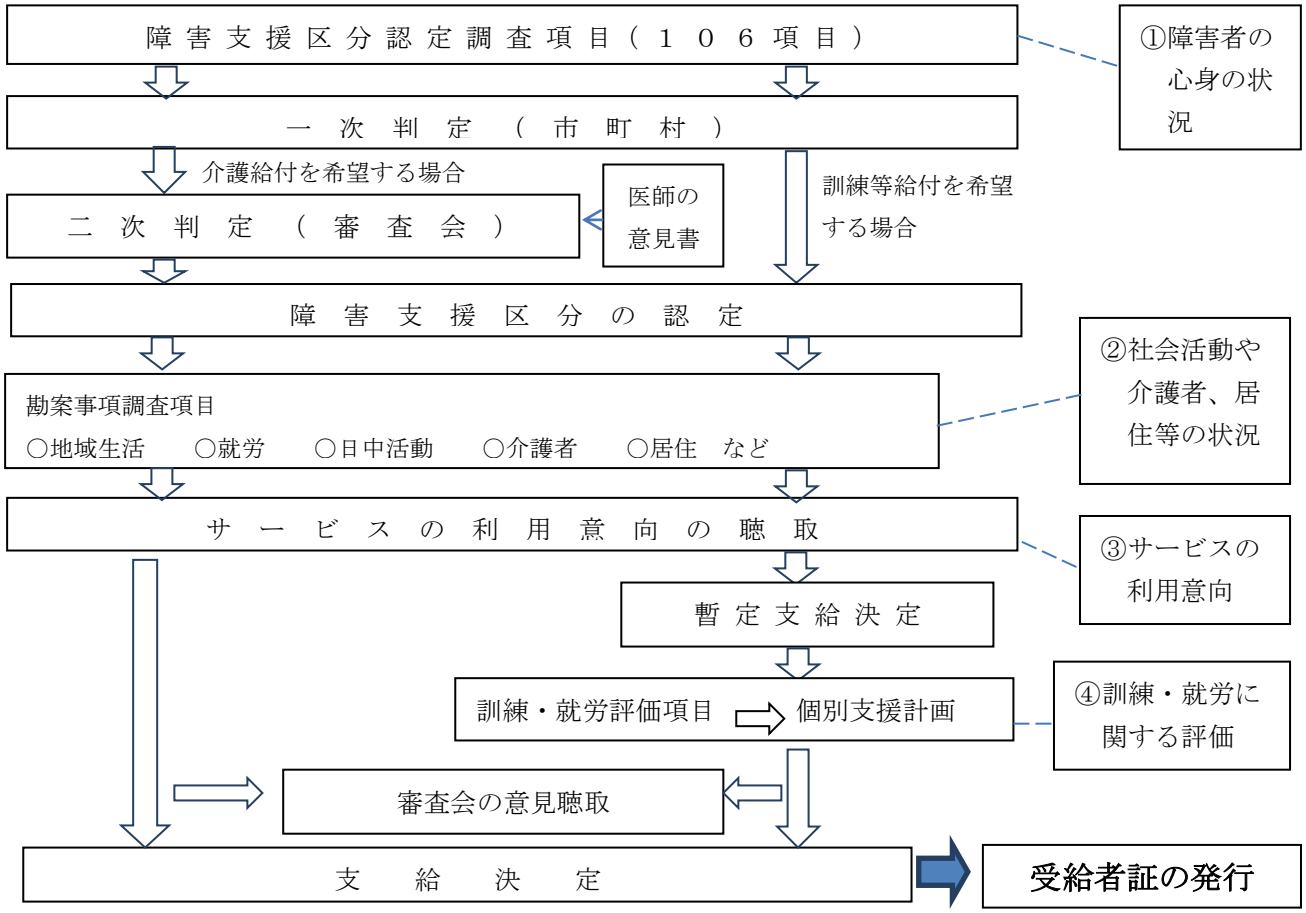

計画相談支援の支給申請からサービス利用までの流れ

①障害福祉サービスまたは障害児通所支援の申請

②計画相談支援支給申請書と利用計画(案)提出依頼書を障害福祉課から申請者へ交付

必要時

障害支援区分認定調査

③相談支援事業所へ、計画相談支援の利用申し込み・契約

④相談支援事業所の相談支援専門員による、サービス等利用計画作成のための、訪問調査

⑤相談支援事業所が、利用者に内容を確認してもらったうえで、利用計画(案)作成

⑥相談支援事業所が、障害福祉課に利用計画(案)を提出
計画相談支援の申請

⑦障害福祉課にて、障害福祉サービスまたは障害児通所支援及び計画相談支援の支給決定

⑧計画相談支援の利用開始・(新規の方は)障害福祉サービス事業者の決定およびサービス利用の開始

新規の方は、ここでサービス開始

⑨計画支援事業所による、利用計画の作成(完成)
障害福祉課に利用計画の提出

⑩相談支援事業所による利用者へのモニタリング(計画の見直し)

⑪障害福祉サービスまたは障害児通所支援の更新申請、計画相談支援の更新申請

更新からは、⑩と⑪(必要時認定調査もあり)の繰り返しになります。

※計画相談支援の利用計画(案)作成にかかる利用者負担はありません。

障害者総合支援法の対象疾病一覧（３６６疾病）

※新たに対象となる疾病（６疾病）　　○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	37	エプスタイン病
2	アイザックス症候群	38	エマヌエル症候群
3	ＩｇＡ腎症	39	遠位型ミオパチー
4	ＩｇＧ４関連疾患	40	円錐角膜　○
5	亜急性硬化性全脳炎	41	黄色靭帯骨化症
6	アジソン病	42	黄斑ジストロフィー
7	アッシャー症候群	43	大田原症候群
8	アトピー性脊髄炎	44	オクシピタル・ホーン症候群
9	アペール症候群	45	オスラー病
10	アミロイドーシス	46	カーニー複合
11	アラジール症候群	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
12	アルポート症候群	48	潰瘍性大腸炎
13	アレキサンダー病	49	下垂体前葉機能低下症
14	アンジェルマン症候群	50	家族性地中海熱
15	アントレー・ビクスラー症候群	51	家族性低βリポタンパク血症１(ホモ接合体)　※
16	イソ吉草酸血症	52	家族性良性慢性天疱瘡
17	一次性ネフローゼ症候群	53	カナバン病
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
19	１ｐ36 欠失症候群	55	歌舞伎症候群
20	遺伝性自己炎症疾患	56	ガラクトース - 1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
21	遺伝性ジストニア	57	カルニチン回路異常症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	58	加齢黄斑変性　○
23	遺伝性膵炎	59	肝型糖原病
24	遺伝性鉄芽球性貧血	60	間質性膀胱炎（ハンナ型）
25	ウィーバー症候群	61	環状 20 番染色体症候群
26	ウィリアムズ症候群	62	関節リウマチ
27	ウィルソン病	63	完全大血管転位症
28	ウエスト症候群	64	眼皮膚白皮症
29	ウェルナー症候群	65	偽性副甲状腺機能低下症
30	ウォルフラム症候群	66	ギャロウェイ・モワト症候群
31	ウルリッヒ病	67	急性壊死性脳症　○
32	HTLV－１関連脊髄症	68	急性網膜壊死　○
33	ＡＴＲ－Ｘ症候群	69	球脊髄性筋萎縮症
34	ＡＤＨ分泌異常症	70	急速進行性糸球体腎炎
35	エーラス・ダンロス症候群	71	強直性脊椎炎
36	エプスタイン症候群	72	巨細胞性動脈炎

73	巨大静脈奇形 （頚部口腔咽頭びまん性病変）	112	高チロシン血症２型
74	巨大動静脈奇形 （頚部顔面又は四肢病変）	113	高チロシン血症３型
75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	114	後天性赤芽球癆
76	巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）	115	広範脊柱管狭窄症
77	筋萎縮性側索硬化症	116	膠様滴状角膜ジストロフィー
78	筋型糖原病	117	抗リン脂質抗体症候群
79	筋ジストロフィー	118	コケイン症候群
80	クッシング病	119	コステロ症候群
81	クリオピリン関連周期熱症候群	120	骨形成不全症
82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	121	骨髄異形成症候群　○
83	クルーゾン症候群	122	骨髄線維症　○
84	グルコーストランスポーター１欠損症	123	ゴナドトロピン分泌亢進症
85	グルタル酸血症１型	124	５ｐ欠失症候群
86	グルタル酸血症２型	125	コフィン・シリス症候群
87	クロウ・深瀬症候群	126	コフィン・ローリー症候群
88	クローン病	127	混合性結合組織病
89	クロンカイト・カナダ症候群	128	鰓耳腎症候群
90	痙攣重積型（二相性）急性脳症	129	再生不良性貧血
91	結節性硬化症	130	サイトメガロウィルス角膜内皮炎　○
92	結節性多発動脈炎	131	再発性多発軟骨炎
93	血栓性血小板減少性紫斑病	132	左心低形成症候群
94	限局性皮質異形成	133	サルコイドーシス
95	原発性局所多汗症　○	134	三尖弁閉鎖症
96	原発性硬化性胆管炎	135	三頭酵素欠損症
97	原発性高脂血症	136	CFC 症候群
98	原発性側索硬化症	137	シェーグレン症候群
99	原発性胆汁性胆管炎	138	色素性乾皮症
100	原発性免疫不全症候群	139	自己貪食空胞性ミオパチー
101	顕微鏡的大腸炎　○	140	自己免疫性肝炎
102	顕微鏡的多発血管炎	141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症（注）　※
103	高ＩｇＤ症候群	142	自己免疫性溶血性貧血
104	好酸球性消化管疾患	143	四肢形成不全　○
105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	144	シトステロール血症
106	好酸球性副鼻腔炎	145	シトリン欠損症
107	抗糸球体基底膜腎炎	146	紫斑病性腎炎
108	後縦靭帯骨化症	147	脂肪萎縮症
109	甲状腺ホルモン不応症	148	若年性特発性関節炎
110	拘束型心筋症	149	若年性肺気腫
111	高チロシン血症１型	150	シャルコー・マリー・トゥース病

151	重症筋無力症	190	先天性筋無力症候群
152	修正大血管転位症	191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
153	ジュベール症候群関連疾患	192	先天性三尖弁狭窄症
154	シュワルツ・ヤンペル症候群	193	先天性腎性尿崩症
155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	194	先天性赤血球形成異常性貧血
156	神経細胞移動異常症	195	先天性僧帽弁狭窄症
157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	196	先天性大脳白質形成不全症
158	神経線維腫症	197	先天性肺静脈狭窄症
159	神経フェリチン症	198	先天性風疹症候群 ○
160	神経有棘赤血球症	199	先天性副腎低形成症
161	進行性核上性麻痺	200	先天性副腎皮質酵素欠損症
162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 ※	201	先天性ミオパチー
163	進行性骨化性線維異形成症	202	先天性無痛無汗症
164	進行性多巣性白質脳症	203	先天性葉酸吸収不全
165	進行性白質脳症	204	前頭側頭葉変性症
166	進行性ミオクローヌスてんかん	205	早期ミオクロニー脳症
167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	206	総動脈幹遺残症
168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	207	総排泄腔遺残
169	スタージ・ウェーバー症候群	208	総排泄腔外反症
170	スティーヴンス・ジョンソン症候群	209	ソトス症候群
171	スミス・マギニス症候群	210	ダイアモンド・ブラックファン貧血
172	スモン ○	211	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
173	脆弱 X 症候群	212	大脳皮質基底核変性症
174	脆弱X症候群関連疾患	213	大理石骨病
175	成人スチル病	214	ダウン症候群 ○
176	成長ホルモン分泌亢進症	215	高安動脈炎
177	脊髄空洞症	216	多系統萎縮症
178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	217	タナトフォリック骨異形成症
179	脊髄髄膜瘤	218	多発血管炎性肉芽腫症
180	脊髄性筋萎縮症	219	多発性硬化症／視神経脊髄炎
181	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	220	多発性軟骨性外骨腫症 ○
182	前眼部形成異常	221	多発性嚢胞腎
183	全身性エリテマトーデス	222	多脾症候群
184	全身性強皮症	223	タンジール病
185	先天異常症候群	224	単心室症
186	先天性横隔膜ヘルニア	225	弾性線維性仮性黄色腫
187	先天性核上性球麻痺	226	短腸症候群 ○
188	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	227	胆道閉鎖症
189	先天性魚鱗癬	228	遅発性内リンパ水腫

229	チャージ症候群	265	パーキンソン病
230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	266	バージャー病
231	中毒性表皮壊死症	267	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
232	腸管神経節細胞僅少症	268	肺動脈性肺高血圧症
233	TSH 分泌亢進症	269	肺胞蛋白症 （自己免疫性又は先天性）
234	TNF 受容体関連周期性症候群	270	肺胞低換気症候群
235	低ホスファターゼ症	271	ハッチンソン・ギルフォード症候群
236	天疱瘡	272	バッド・キアリ症候群
237	禿頭と変形性脊椎症を伴う 常染色体劣性白質脳症	273	ハンチントン病
238	特発性拡張型心筋症	274	汎発性特発性骨増殖症　○
239	特発性間質性肺炎	275	ＰＣＤＨ19 関連症候群
240	特発性基底核石灰化症	276	非ケトーシス型高グリシン血症
241	特発性血小板減少性紫斑病	277	肥厚性皮膚骨膜症
242	特発性血栓症 （遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
243	特発性後天性全身性無汗症	279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
244	特発性大腿骨頭壊死症	280	肥大型心筋症
245	特発性多中心性キャッスルマン病	281	左肺動脈右肺動脈起始症
246	特発性門脈圧亢進症	282	ビタミン D 依存性くる病/骨軟化症
247	特発性両側性感音難聴	283	ビタミン D 抵抗性くる病/骨軟化症
248	突発性難聴　○	284	ビッカースタッフ脳幹脳炎
249	ドラベ症候群	285	非典型溶血性尿毒症症候群
250	中條・西村症候群	286	非特異性多発性小腸潰瘍症
251	那須・ハコラ病	287	皮膚筋炎／多発性筋炎
252	軟骨無形成症	288	びまん性汎細気管支炎　○
253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	289	肥満低換気症候群　○
254	22q11.2 欠失症候群	290	表皮水疱症
255	乳幼児肝巨大血管腫	291	ヒルシュスプルング病 （全結腸型又は小腸型）
256	尿素サイクル異常症	292	VATER 症候群
257	ヌーナン症候群	293	ファイファー症候群
258	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群） /LMX1B 関連腎症	294	ファロー四徴症
259	ネフロン癆　※	295	ファンコニ貧血
260	脳クレアチン欠乏症候群　※	296	封入体筋炎
261	脳腱黄色腫症	297	フェニルケトン尿症
262	脳表ヘモジデリン沈着症	298	フォンタン術後症候群　○
263	膿疱性乾癬	299	複合カルボキシラーゼ欠損症
264	嚢胞性線維症	300	副甲状腺機能低下症

301	副腎白質ジストロフィー	340	メンケス病
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	341	網膜色素変性症
303	ブラウ症候群	342	もやもや病
304	プラダー・ウィリ症候群	343	モワット・ウイルソン症候群
305	プリオン病	344	薬剤性過敏症症候群 ○
306	プロピオン酸血症	345	ヤング・シンプソン症候群
307	PRL 分泌亢進症(高プロラクチン血症)	346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
308	閉塞性細気管支炎	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
309	β－ケトチオラーゼ欠損症	348	４ｐ欠失症候群
310	ベーチェット病	349	ライソゾーム病
311	ベスレムミオパチー	350	ラスムッセン脳炎
312	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	351	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
313	ヘモクロマトーシス ○	352	ランドウ・クレフナー症候群
314	ペリー症候群	353	リジン尿性蛋白不耐症
315	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
316	ペルオキシソーム病 （副腎白質ジストロフィーを除く。）	355	両大血管右室起始症
317	片側巨脳症	356	リンパ管腫症/ゴーハム病
318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	357	リンパ脈管筋腫症
319	芳香族 L－アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	358	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
320	発作性夜間ヘモグロビン尿症	359	ルビンシュタイン・テイビ症候群
321	ホモシスチン尿症 ※	360	レーベル遺伝性視神経症
322	ポルフィリン症	361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
323	マリネスコ・シェーグレン症候群	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
324	マルファン症候群	363	レット症候群
325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ／多巣性運動ニューロパチー	364	レノックス・ガストー症候群
326	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	365	ロスムンド・トムソン症候群
327	慢性再発性多発性骨髄炎	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症
328	慢性膵炎 ○		
329	慢性特発性偽性腸閉塞症		
330	ミオクロニー欠神てんかん		
331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
332	ミトコンドリア病		
333	無虹彩症		
334	無脾症候群		
335	無βリポタンパク血症		
336	メープルシロップ尿症		
337	メチルグルタコン酸尿症		
338	メチルマロン酸血症		
339	メビウス症候群		

(※) 令和３年 11 月１日より追加

(注) 新たに対象となる自己免疫性後天性凝固第 X 因子欠乏症は、自己免疫性後天性凝固因子欠乏症（対象疾病番号 141）に統合

障害者総合支援法　利用者負担額

【障害者総合支援法の利用者負担上限額】

障害者総合支援法では、家計の負担能力を斟酌して政令で定める額（ただし１割を超えない額）がかかりますが低所得者は無料です。

※補装具費支給があった場合は、自己負担額を合算して下表を適用します。（平成２４年４月）

	生活保護世帯	低所得世帯	一般世帯
上限月額	０円	０円	３７，２００円

・低所得世帯・・・市民税非課税世帯
・一 般 世 帯・・・市民税課税世帯

＊所得を判断する世帯の範囲（Ｈ２０．７実施）

種　　別	世　帯　の　範　囲
１８歳以上の障害者 （施設に入所する１８、１９歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設に入所する１８、１９歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

	一般世帯
上限月額	９，３００円 障害児の場合 ４，６００円

要件　　住民票の世帯の市民税が非課税または所得割額の合計が１６万円未満（障害児の場合は２８万円未満）であること

【施設に入所している方の場合（２０歳以上）】

利用者負担は、家計の負担能力を斟酌して政令で定める額（ただし１割を超えない額）ですが、低所得世帯の費用負担はありません。また、食事・光熱水費の実費負担は、入所者の収入に応じて、５万８千円まで特定障害者特別給付費（補足給付）として、市が補助します。

【グループホームに入居している方の場合】

原則は、１割の利用者負担ですが、低所得世帯の費用負担はありません。

６５歳以降の障害福祉サービスの利用について

６５歳を超えた障害者、及び介護保険の特定疾病に該当した４０歳以上の障害者は、障害福祉サービスと介護保険サービスの両方の対象者となります。その際、必要とするサービスが介護保険サービスの中にある場合は、介護保険サービスを優先して利用することが原則となります。但し、介護保険サービスにない障害福祉サービス固有のものは、基本的にそのまま利用を続けることができます。　具体的には次のように運用します。

１　ホームヘルプサービスの場合　……　一部で併給が可能です

身体介護や家事援助については、介護保険の「訪問介護」サービスを優先して利用します。但し、次のような場合は、介護保険サービスを支給限度額まで利用した上で、障害福祉サービスから「重度訪問介護」のサービスを併せて利用することができます。

① 重い難病などで寝たきりとなり「要介護５」と認定された方で、通所サービスや短期入所を利用できない全身性の障害があり、家庭介護力が低く、介護保険給付の支給限度額の制約からサービスが不足する場合

② 障害福祉サービスの「重度訪問介護」「重度障害者等包括支援」を利用していた障害者が、新たに介護保険サービスの対象となる場合で、介護保険給付の支給限度額の制約から従来の支給量（時間）が介護保険だけでは確保できない場合

２　行動援護及び同行援護　……　基本的に継続利用が可能です

行動援護は重度の知的障害者と精神障害者が、同行援護は重度の視覚障害者が利用する、障害福祉サービスに固有なサービスなので、新たに介護保険の対象となっても従来と変わりなく利用できます。ただし、同行援護については通院同行に限り、介護保険の訪問介護を優先して利用します。

３　通所して利用するサービス　……　どちらか選択することが可能です

自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B）については、そのまま利用を続けることも出来ますが、介護保険の通所介護等に移行することも可能です。

生活介護と自立訓練（機能訓練）は、サービス利用の目的が介護保険の通所介護や通所リハビリのサービスでも達成できる場合には、移行を検討していただきます。

４　短期入所サービス　……　可能な限り介護保険を利用します

原則として、介護保険の短期入所サービスを優先して利用します。ただし、障害特性等により介護保険の短期入所施設での受け入れが直ちには困難な場合は、経過的に障害福祉サービスの短期入所を受け続けられます。

５　居住場所を提供するサービス　……　基本的に継続利用が可能です

施設入所支援、共同生活援助を受けてきた方は、高齢化によって当該施設での介護が困難となり高齢者施設への移行が必要とされ、介護保険施設での受け入れが可能な場合を除き、継続利用が可能です。

地域生活支援事業

＊移動支援事業＊

〈対　象〉次のいずれかの障害に該当する人（小学生以上）

①視覚障害児・者で身体障害者手帳を持っている人　②愛の手帳を持っている人　③精神障害者保健福祉手帳を持っている人　④身体障害者手帳を持っている人で、両上肢及び両下肢または体幹に１級の障害があり、車いすでの単独移動が困難な人　⑤１８歳未満の児童で知的障害、精神障害があると診断された人（診断書の提出が必要となります）

〈内　容〉障害を持っている人の社会活動の参加、余暇活動、通院（定期通院を除く）等での移動を支援します。通院は、原則、中学生以上で病院等の送迎と病院内の移動支援です。なお、事情がある場合には、事前にご相談ください。利用時間、範囲等は、下表のとおりです。

年齢区分	小学生	中学生	高校生	高校卒業以上
視覚障害	１０時間	２０時間		
知的障害				
精神障害				
身体障害				
利用範囲	原則、日帰りの範囲			

※小学生、中学生及び高校生（特別支援学校を含む）は、７月から９月までの３ヶ月間に、上記の表の利用時間数とは別に、夏季利用時間として１０時間利用を拡大します。
（小学生は 30 時間＋10 時間＝40 時間（3 ヶ月）、中高生は 60 時間＋10 時間＝70 時間（3 ヶ月））

次の①～④の３ヶ月を１期間として、その中で利用してください。期間を超えての利用時間の繰越はできません。なお、超えた場合は、全額自己負担となります。
①４～６月　②７～９月　③１０～１２月　④１～３月

〈利用者負担〉

	身体介護を伴わない利用者	身体介護を伴う利用者
生活保護世帯	無料	無料
住民税非課税世帯	無料	無料
課税世帯	１割（３０分８５円）	１割（３０分１６０円）

〈利用方法〉

障害福祉課に移動支援事業の申請を行います。支給決定通知書が送られてきましたら、その通知を持って、東久留米市に登録している移動支援事業者と契約をして利用することとなります。

◆問い合わせ先　　障害福祉課　　TEL　042-470-7747　　FAX　042-475-8181

＊日中一時支援事業＊

〈対　象〉在宅で、次のいずれかの障害に該当する人

①身体障害者手帳を持っている人

②愛の手帳を持っている人

③精神障害者保健福祉手帳を持っている人

④１８歳未満の児童で知的障害、精神障害があると認定された人（診断書の提出が必要となります）

※医療ケアが必要な方については、利用いただけない場合があります。

〈内　容〉障害児・者を日常的に介護している家族が、疾病、冠婚葬祭、レスパイト（一時的な休息）、就労等の理由で見守り等の支援が必要になった障害児・者を一時的に預かり、活動の場を提供し、日中活動の支援を行います。

月に７日間を上限とし、午前７時から午後１０時までの間とします。（レスパイトの利用については、８時間まで）１回の利用が、４時間未満の場合は半日とします。

※さいわい福祉センターのみ宿泊（１７時～翌９時）が可能です

次の事業所にて利用することができます。

事　業　所　名	住　　所	電　　話
夢来夢来	中央町４－１１－５	４７５－６９６５
優友	中央町５－２－１１	４２０－１８５０
このみ	幸町３－８－２３	４７３－９６６７
かるがも花々会	八幡町１－１－１２ 技術開発研究所内	４７７－６４９２
市立さいわい福祉センター	幸町３－９－２８	４７７－２７１１

〈利用者負担〉

一回の利用につき基本負担額が生じます。世帯の課税区分により下表のとおり軽減されます。

	４時間未満	４時間以上８時間未満	８時間以上
課税世帯	２００円	４００円	６００円
非課税世帯	１００円	２００円	３００円
生活保護世帯	０円	０円	０円

〈利用方法〉

障害福祉課に日中一時支援事業の登録申請を行います。登録決定通知書が送られてきましたら、その通知を持って、上記の事業者と契約をして利用することとなります。

◆問い合わせ先　　障害福祉課　　TEL　042-470-7747　FAX　042-475-8181

＊精神障害者ショートステイ事業＊

〈対　象〉次の①及び②に該当する人

① 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方またはそれと同程度の精神疾患のある方（定期的に精神科を受診していることが必要です。）

②東久留米市に居住する１８歳以上６５歳未満の人

〈内　容〉精神障害の方が、日常的に見守りしているご家族が不在になる時や一人で過ごすのに不安な時などに専用居室に宿泊していただき、在宅生活が継続できるように支援します。

〈利用日数〉月に７泊まで

〈利用者負担〉１泊８００円

本人及び配偶者が住民税非課税の方は半額､生活保護世帯の方は全額免除となります。利用施設に直接お支払いください。（４月から７月のご利用は前年度課税、８月から３月は当該年度課税で決定します。）なお、その他実費（食事等）を負担していただきます。

〈利用方法〉障害福祉課に利用登録申請書を提出します（精神疾患の病名が確認できる主治医意見書（指定用紙あり）を添付する必要があります）登録決定通知書が送られてきましたら、その通知を持って施設と契約をして利用します。

◆問い合わせ先　　障害福祉課　　TEL　042-470-7747　　FAX　042-475-8181